

(出産手当金付加金)

第60条 被保険者が法第102条の規定により出産手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、出産手当金付加金として1日につき、当該出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の15分の1に相当する額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の15分の1に相当する額を支給する。

- 一 出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額
- 二 出産手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

- 2 法第108条第2項の規定により出産手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、出産手当金の支給があったものとみなす。

この場合において、出産手当金付加金の支給額は、報酬を受けなければ受けることのできた出産手当金と出産手当金付加金の合計額から受けることのできる報酬の額を控除して得た額とする。

ただし、当該額が零を下回る場合は零とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第103条第1項ただし書、法第108条第1項ただし書き又は法108条第3項ただし書きの規定による差額の支給を受けるとき、出産手当金付加金の支給額は、法第102条第2項の規定により算定される出産手当金及び本条第1項の規定により算定される出産手当金付加金の合計額から法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金の額を控除して得た額とする。

ただし、当該額が零を下回る場合には零とし、当該額が本条第1項の規定により算定される額を超える場合には、同項の規定により算定される額とする。

- 4 第1項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、端数は切り捨てる。

(附 則)

この規約変更は令和 2年4月1日から施行する。

<<旧第60条 条文—正式文からは削除した>>

被保険者が分娩した場合において、法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児附加金として2万円を支給する。

(附則)

1. 第47条の規約を第60条に変更し、また条文の一部を変更、平成15年4月1日から施行する。
2. 第60条は平成19年4月1日削除する。